令和3年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

1. 国保制度改革

国民健康保険(以下「国保」という。)は、加入者の年齢が、被用者保険より高く、必然的に医療費が多くかかります。

また、年金生活者や非正規雇用の方などの割合が高く、所得に対する保険料負担が重いと言われています。

こうした国保の構造的な課題の解決を図るため、3,400 億円の財政支援の拡充が行われるとともに、平成30年度から国保運営の在り方が見直されました。

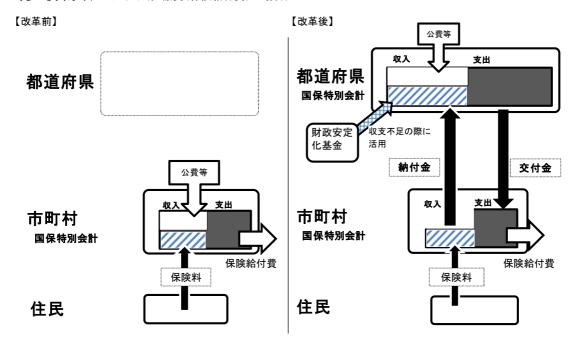
2. 国保財政の仕組み 別紙1参照

これまで、市町村ごとに国保は運営されてきましたが、平成30年4月からは、県も国保運営に加わりました。

県は、県民の方から直接、保険料を集めるのではなく、市町村を通じて、国民健康保険 事業費納付金(以下「納付金」という。)という形で集め、これに国費などの公費等を加え 医療費(保険給付費)などの支払いを行っていきます。

具体的には、県は、県全体の医療費等を推計し、県に入ってくる公費等を除いた部分を 市町村から納付金として集めることになります。

[参考]財政のしくみ(医療費(保険給付費)の場合)



納付金は、医療費(保険給付費)を賄う「医療分」に加え、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度への拠出金である「後期高齢者支援金分」、40歳以上が納める「介護納付金分」の区分ごとに算定する必要があります。

納付金は、市町村ごとの医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数などに応じて、県が 各市町村に割り振ります。

3. 納付金算定の前提条件 別紙2参照

令和3年度の医療費(保険給付費)は、令和元年度の実績と過去2年間の伸び率(平成30年度、令和元年度の対前年度伸び率)をもとに計算した額を各市町村の医療費の状況等に応じて補正し、約527億円と見込みました。

後期高齢者支援金及び介護納付金は、国から指示のあった算定式及び係数をもとに見込みました。

被保険者数については、コーホート要因法のうち単年度の移動率を用いて推計を行いま した。

(※コーホート要因法)

「自然増減」(出生・死亡)及び「純移動」(資格取得・喪失)という二つの「変動要因」の将来値を仮定しそれに基づいて被保険者数の推計を行う方法です。

国保におけるコーホート要因法では、前年における1歳下の「被保険者数」に「移動率」 を乗じることにより推計しています。

4. 算定結果 別紙3参照

(1)納付金

令和3年度に県が市町村から納付してもらう納付金総額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をあわせて約169億円(対前年度比で約7.5億円、約4.2%の減少)となっています。

保険給付費はほぼ前年度並みと見込んでいますが、歳入の4割超を占める前期高齢者交付金が大幅に増加する見込みであり、納付金総額が減少となっています。

市町村は、直接交付されることになる国や県からの補助金等と被保険者からの保険料でもって、県に納付金を支払っていくことになります。

(※前期高齢者交付金)

保険者間において生じている前期高齢者(65歳以上75歳未満)に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、加入率が平均を下回る保険者(協会けんぽ、健保組合等)は前期高齢者納付金を納付し、加入率が平均を上回る保険者(市町村国保等)は、前期高齢者交付金が交付される仕組みです。

当該年度分は概算で納付、交付し2年後に精算することとなっています。

(2) 市町村ごとの一人当たり保険料収納必要額 別紙4参照

(各市町村が保険料として集めなければならない額) ÷ (被保険者数)

納付金の額に、健診などの保健事業に要する費用や市町村ごとに算定される国や県からの公費など、市町村の個別事情を加減算すると、市町村の保険料収納必要額(以下「保険料収納必要額」という。)が算出されます。

この保険料収納必要額を被保険者数で除したものが、一人当たりの保険料収納必要額(各市町村が集める保険料総額の1人分に相当する)となります。

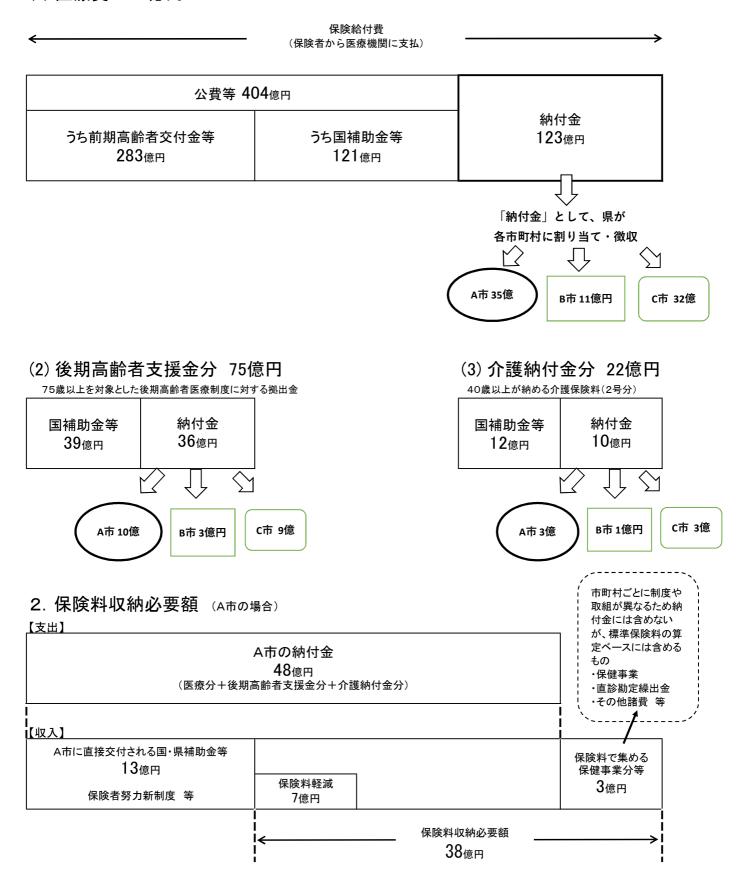
5. 今後の対応(市町村) 別紙5参照

今後、各市町村では、県が今回示した納付金額をもとに令和3年度における自らの市町村の保険料率を検討されることになります。

その際には、被保険者の負担増への配慮や、国保の財政調整基金などの活用も総合的に勘案しながら、検討が進められることになります。

納付金等算定イメージ

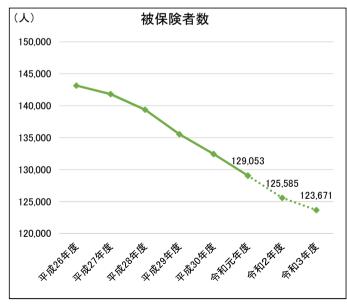
- 1. 納付金の割り振り(令和3年度ベース)
- (1) 医療費 527億円

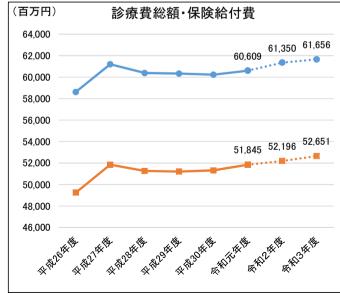


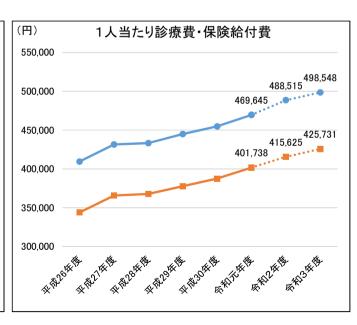
医療費等の動向と令和3年度推計

		一般被保険者数年度平均	対前年度 伸び率	診療費総額	対前年度 伸び率	1人当たり 診療費 ②/①	対前年度 伸び率	保険給付費	対前年度 伸び率	1人当たり 保険給付費 ③/①	対前年度 伸び率
			%	円	%	更 用	%	 图	%	9 / ①	%
	平成26年度	143,161	_	58,621,981,828	_	409,483	_	49,253,522,563	_	344,043	_
	平成27年度	141,829	▲ 0.9	61,203,576,447	4.4	431,531	5.4	51,854,163,624	5.3	365,610	6.3
実績額	平成28年度	139,386	▲ 1.7	60,391,273,108	▲ 1.3	433,266	0.4	51,267,923,227	▲ 1.1	367,813	0.6
(事業年報)	平成29年度	135,553	▲ 2.7	60,330,426,298	▲ 0.1	445,069	2.7	51,205,705,572	▲ 0.1	377,754	2.7
	平成30年度	132,433	▲ 2.3	60,231,276,039	▲ 0.2	454,806	2.2	51,319,119,183	0.2	387,510	2.6
	令和元年度	129,053	▲ 2.6	60,609,108,236	0.6	469,645	3.3	51,845,468,744	1.0	401,738	3.7
納付金	令和2年度	125,585	▲ 2.7	61,350,163,054	1.2	488,515	4.0	52,196,301,688	0.7	415,625	3.5
算定時の 推計値	令和3年度	123,671	▲ 1.5	61,655,873,926	0.5	498,548	2.1	52,650,574,027	0.9	425,731	2.4

- (注1)退職被保険者等分を含まない。
- (注2)診療費は、療養の給付費等(入院、入院外、歯科、調剤、食事療養・生活療養及び訪問看護)を計上し、療養費及び移送費は含まない。
- (注3)保険給付費は、療養給付費、療養費及び高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、育児諸費及びその他を合計し算出した。
- (注4)一般被保険者数は、3月~2月の年度平均、診療費総額及び保険給付費は、3月~2月診療ベースである。







令和3年度 国民健康保険事業費納付金

国保法第75条の7の規定に基づき、市町村が県に納付すべき金額

(単位:円)

			令和2年度 納付金合計
			_
			Α
松	江	市	4,883,003,602
浜	田	市	1,405,537,987
出	雲	市	4,422,765,789
益	田	市	1,219,390,832
大	田	市	983,858,844
安	来	市	1,036,144,766
江	津	市	658,008,371
雲	南	市	1,020,290,876
奥	出雲	町	340,698,086
飯	南	町	128,903,444
Ш	本	町	86,905,832
美	郷	町	127,802,952
邑	南	町	315,430,687
津	和 野	町	225,060,323
吉	賀	町	157,562,941
海	±	町	88,334,699
西	ノ島	町	122,238,315
知	夫	村	29,301,356
隠 [岐の島	町	440,661,912
県		計	17,691,901,614

			(単位:円)	
令和3年度 納付金合計		// Hart 164 de		増減率
В	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	B/A-1
4,733,030,944	3,429,941,325	1,010,916,290	292,173,329	▲ 3.1%
1,336,215,942	1,001,240,674	265,027,571	69,947,697	4 .9%
4,247,465,293	3,062,842,139	916,459,371	268,163,783	4 .0%
1,156,485,540	825,408,206	258,521,292	72,556,042	▲ 5.2%
946,075,257	701,387,943	189,943,710	54,743,604	▲ 3.8%
990,793,851	722,920,726	210,605,492	57,267,633	4 .4%
606,153,462	456,779,653	117,996,665	31,377,144	▲ 7.9%
960,010,590	704,789,688	202,117,973	53,102,929	▲ 5.9%
321,510,126	227,452,827	74,170,133	19,887,166	▲ 5.6%
126,248,927	93,397,059	26,201,317	6,650,551	▲ 2.1%
91,849,560	70,535,568	17,086,998	4,226,994	5.7%
122,837,884	93,202,439	24,179,738	5,455,707	▲ 3.9%
303,459,664	217,503,614	66,646,324	19,309,726	▲ 3.8%
210,653,181	155,835,107	43,139,548	11,678,526	▲ 6.4%
148,666,661	105,517,922	34,457,206	8,691,533	▲ 5.6%
78,437,392	55,389,571	17,803,972	5,243,849	▲ 11.2%
111,812,733	81,636,773	24,432,614	5,743,346	▲ 8.5%
28,828,438	19,318,234	7,403,594	2,106,610	▲ 1.6%
422,378,552	299,399,700	97,655,321	25,323,531	▲ 4.1%
16,942,913,997	12,324,499,168	3,604,765,129	1,013,649,700	4 .2%

令和3年度 一人当たり保険料収納必要額

一人当たり保険料収納必要額とは、各市町村が集める医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に係る保険料総額を被保険者数で除したものを合算したものであり、この額が実際に賦課される保険料ではない。

(単位:円)

				令和2	在 由	令和3	増減率				
			平成28年度 一人当り		十段		十段		垣 / 平		
			ークヨッ 保険料 必要額	一人当り 保険料 必要額	【参考】 被保険者数	一人当り 保険料 必要額	【参考】 被保険者数	B/A-1	C/B-1	C/A-1	【参考】 Fの単年度 換算増減率
			Α	В	(人)	С	(人)	D	Е	F	
松	江	市	113,147	114,098	33,660	116,208	33,509	0.8%	1.8%	2.7%	0.5%
浜	田	市	104,790	106,236	9,842	103,827	9,648	1.4%	▲2.3%	▲0.9%	▲0.2%
出	雲	市	117,068	120,670	30,545	117,433	30,222	3.1%	▲2.7%	0.3%	0.1%
益	田	市	91,762	96,758	9,453	96,944	9,180	5.4%	0.2%	5.6%	1.1%
大	田	市	101,253	106,537	7,068	106,592	7,006	5.2%	0.1%	5.3%	1.0%
安	来	市	106,030	113,054	7,488	112,498	7,398	6.6%	▲0.5%	6.1%	1.2%
江	津	市	114,313	102,050	4,710	92,526	4,332	▲10.7%	▲9.3%	▲19.1%	▲ 4.1%
雲	南	市	111,849	108,118	7,298	108,669	7,088	▲3.3%	0.5%	▲2.8%	▲0.6%
奥	出雲	町	115,487	115,954	2,559	128,975	2,563	0.4%	11.2%	11.7%	2.2%
飯	南	町	111,561	103,164	933	96,036	969	▲ 7.5%	▲6.9%	▲13.9%	▲3.0%
Ш	本	町	97,599	89,421	634	96,096	639	▲8.4%	7.5%	▲ 1.5%	▲0.3%
美	郷	町	99,533	102,398	946	98,038	965	2.9%	▲ 4.3%	▲ 1.5%	▲0.3%
邑	南	町	99,823	100,965	2,416	99,622	2,410	1.1%	▲ 1.3%	▲0.2%	0.0%
津	和 野	町	96,283	93,875	1,743	102,000	1,633	▲2.5%	8.7%	5.9%	1.2%
吉	賀	町	86,376	87,143	1,359	90,524	1,288	0.9%	3.9%	4.8%	0.9%
海	±	町	109,583	120,714	584	115,157	535	10.2%	▲ 4.6%	5.1%	1.0%
西	ノ島	町	124,619	122,935	771	122,797	759	▲1.4%	▲0.1%	▲ 1.5%	▲0.3%
知	夫	村	124,026	112,789	198	112,759	202	▲9.1%	0.0%	▲9.1%	▲ 1.9%
隠।	岐の島	計町	105,399	102,990	3,378	101,585	3,325	▲2.3%	▲ 1.4%	▲3.6%	▲0.7%
県	平	均	109,607	111,191	125,585	110,803	123,671	1.4%	▲0.3%	1.1%	0.2%

[※] 一人当たり保険料必要額のうち介護納付金分は介護納付金に係る保険料収納必要額を一般被保険者(H28分についてはH28とR3の介護第2号被保険者の数等で別途調整)で除したもの(人数調整後)である。

[※] H28決算の「一人当たりの保険料必要額」は、H28の実際の保険料に法定外繰入等を加算するなどの調整を行ったものである。

^{※「}一人当たり保険料必要額」は、自然増と制度改正影響による伸率(単年度あたり1%)を反映した伸び率に収まるよう に調整した額(激変緩和後の額)である。(令和2年度は激変緩和の対象市町村なし)

[※] 本表の金額は、低所得者に対する保険料軽減措置を適用する前の額である。また、収納率による調整は行っていない。

令和3年度都道府県標準保険料率及び市町村標準保険料率

国保法第82条の3の規定に基づき、県が市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値を算定し、公表するもの。

1. 都道府県標準保険料率(県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値)

都道府県名	医卵	寮分	後期支	援金分	介護納付金分		
仰坦桁乐石	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	
島根県	7.20%	42,421円	2.59%	14,890円	2.13%	15,321円	

2. 市町村標準保険料率(県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値)

市町村名		医療分		往	货期支援金 统	ं ने	介護納付金分			
川川竹石	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	
松江市	7.40%	30,658円	20,632円	2.58%	10,459円	7,039円	2.11%	10,779円	5,318円	
浜田市	7.17%	29,729円	20,007円	2.53%	10,250円	6,898円	2.07%	10,602円	5,231円	
出雲市	7.27%	30,140円	20,283円	2.64%	10,682円	7,189円	2.13%	10,918円	5,387円	
益田市	6.23%	25,826円	17,381円	2.51%	10,160円	6,838円	2.06%	10,533円	5,197円	
大田市	7.54%	31,263円	21,039円	2.54%	10,279円	6,918円	2.06%	10,542円	5,201円	
安来市	7.54%	31,245円	21,027円	2.59%	10,494円	7,062円	2.10%	10,727円	5,292円	
江津市	6.02%	24,936円	16,781円	2.54%	10,291円	6,926円	2.04%	10,442円	5,152円	
川本町	6.64%	27,526円	18,524円	2.48%	10,033円	6,752円	2.04%	10,427円	5,145円	
津和野町	7.32%	30,342円	20,419円	2.45%	9,915円	6,673円	1.98%	10,153円	5,009円	
海士町	6.01%	24,913円	16,766円	2.51%	10,183円	6,853円	2.03%	10,411円	5,136円	
西ノ島町	7.14%	29,578円	19,905円	2.49%	10,102円	6,799円	2.02%	10,329円	5,096円	
知夫村	4.87%	20,177円	13,579円	2.69%	10,900円	7,335円	2.02%	10,339円	5,101円	
雲南市	7.06%	29,250円	19,684円	2.55%	10,340円	6,959円	2.10%	10,735円	5,296円	
奥出雲町	8.77%	36,366円	24,473円	2.52%	10,203円	6,867円	2.07%	10,616円	5,238円	
飯南町	6.52%	27,046円	18,202円	2.49%	10,092円	6,792円	2.02%	10,315円	5,089円	
美郷町	7.58%	31,416円	21,142円	2.53%	10,248円	6,897円	2.09%	10,708円	5,283円	
邑南町	6.53%	27,054円	18,207円	2.50%	10,137円	6,822円	2.10%	10,724円	5,291円	
吉賀町	6.11%	25,316円	17,037円	2.59%	10,474円	7,049円	2.07%	10,588円	5,224円	
隠岐の島町	6.32%	26,216円	17,643円	2.49%	10,100円	6,797円	2.03%	10,412円	5,137円	

【留意事項】

- ・当該標準保険料率の算定に用いる市町村ごとの所得総額は、過去3年間の一人当たり平均所得と被保険者数の推移を踏まえた推計値となっており、実際に市町村が被保険者に賦課する所得総額とは異なる。
- ・このことから、当該標準保険料率により市町村がそのまま保険料の賦課を行った場合、必要な保険料総額を確保できないケースも想定されるため、実際に必要な保険料総額が確保できるよう、市町村はこれまでどおりの方法で保険料率を算定する必要がある。